

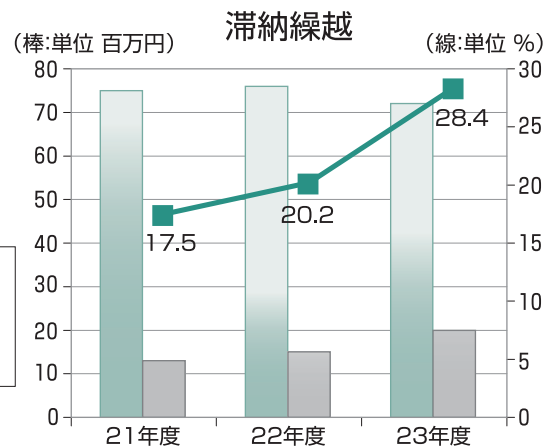
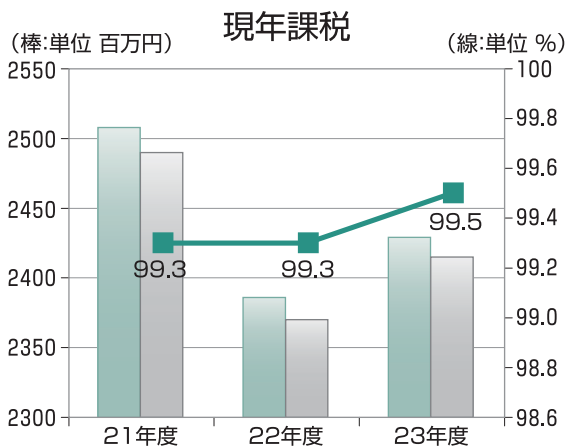
町税等の滞納解消に向けて

問 財務課 収納係 ☎62-9123

収入額・徴収率について

税収の確保は住民サービスを行うために、必要不可欠なものです。しかし、近年は不況などを理由に税金等の滞納が全国的に著しい状況にあります。平成23年度累積された滞納税額が72,606千円ありましたが、折衝や差押を行った結果、累積滞納額の徴収額が20,619千円となりました。この成果もあり平成23年度の徴収率は97.4%まで向上しました。

「納税の義務」は「勤労の義務」「教育の義務」とならんで、国民の三大義務の一つとされています。滞納は、納期内に税金を正しく納付している大多数の方との「公平性」を欠くこととなります。皆様のご理解をお願いします。



	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率
現年課税	2,508,891千円	2,490,278千円	99.3%	2,386,440千円	2,370,313千円	99.3%	2,429,816千円	2,417,637千円	99.5%
滞納繰越	75,130千円	13,158千円	17.5%	76,781千円	15,493千円	20.2%	72,606千円	20,619千円	28.4%
合計	2,584,021千円	2,503,436千円	96.9%	2,463,221千円	2,385,806千円	96.9%	2,502,422千円	2,438,256千円	97.4%

1: 現年課税とは、当該年度に初めて徴収することが決定された町税のこと。

2: 滞納繰越とは、前年度までに徴収することを決定したが徴収できなかった町税のこと。

差押えについて

納付できるにもかかわらず納付しない滞納者に対しては、「財産調査」を行い税金等に充てられる財産がある場合は差押えを行います。

全国的に税徴収率が減少傾向にあるなか、平成23年度から県内全ての市町村と長野県が組織し「長野県地方税滞納整理機構」が設立され、「給与、預貯金、不動産、車、自宅捜索など」徹底した財産を行い、法に基づく滞納処分を行っています。富士見町は平成23年度、5件の滞納案件者を移管し1,471千円余りの徴収がありました。

【滞納処分における差押え状況】

財産区分	給与	国税還付金	預貯金	年金	その他債権	不動産	動産	車	合計	町税等滞納額へ充当した額
平成21年度	57件	15件	58件	0件	0件	2件	0件	1件	133件	6,465,057円
平成22年度	45件	4件	50件	2件	9件	10件	2件	0件	122件	7,336,693円
平成23年度	19件	3件	145件	7件	9件	6件	6件	0件	195件	14,177,843円

※町税及び国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・下水道使用料の滞納処分を含む

【長野県地方税滞納整理機構移管状況】

	移管金額	移管件数	差押え等による徴収額
平成23年度	3,178,480円	5件(納税者数)	1,471,641円



滞納は放置せず、事情のある方は相談を!

病気や失業、事業不振など何らかの理由で一時的に納期内に納付できない方は、現在の生活状況などを財務課収納係にお知らせください。完納に向けた納付計画のご相談に応じます。